

利用者自治会 青空の会 会則

（名称及び所在地）

第1条 この会は、利用者自治会「青空の会」（以下、本会という）といい、事務局をゆずりは会エール内におく。

（目的）

第2条 本会は、利用者の日ごろの生活について話し合ったり、利用者同士が楽しめるような行事を行い、交流と親睦を深め、利用者同士がお互いに高め合うことを目的とします。

（活動内容）

第3条 本会の目的を達成するために次の活動を行います。

- (1) 行事として、旅行及びレクリエーションなどを行い、交流と親睦を図ります。
- (2) 毎日のおやつを会費から購入します。
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行います。

（会員）

第4条 本会の会員は、ゆずりは会エールの利用者を持って構成する。

（会費）

第5条 本会の会費は、1ヶ月1,000円とし、毎月20日に指定された口座から引き落とすとなります。

やくいん
(役員)

だい6じょう ほんかい つぎ やくいん
第6条 本会には次の役員をおく。

(1) かい ちょう めい
会 長 1名

(2) ふくかいちょう めい
副会長 1名以上

(3) しょ き めい
書 記 1名以上

1. やくいん にんき ねんかん やくいん こうたい がつ
役員の任期は1年間とし、役員の交代は4月からとします。

2. さいにん さまた
再任は妨げないものとします。

ふ そく
附 則

ほんかいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この本会則は、平成23年4月1日から施行する。

かいてい へいせい ねん がつ にち しこう
この改訂は、平成29年4月7日から施行する。